

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成23年7月1日

【四半期会計期間】 第56期第1四半期(自平成23年2月21日 至平成23年5月20日)

【会社名】 株式会社西松屋チェーン

【英訳名】 NISHIMATSUYA CHAIN Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大村 禎 史

【本店の所在の場所】 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

【電話番号】 079(252)3300(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役組織開発室長兼管理本部長 長谷川 壽 人

【最寄りの連絡場所】 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

【電話番号】 079(252)3300(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役組織開発室長兼管理本部長 長谷川 壽 人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第55期 第1四半期 累計(会計)期間	第56期 第1四半期 累計(会計)期間	第55期
会計期間	自 平成22年2月21日 至 平成22年5月20日	自 平成23年2月21日 至 平成23年5月20日	自 平成22年2月21日 至 平成23年2月20日
売上高 (千円)	29,445,638	30,181,723	117,871,361
経常利益 (千円)	2,430,662	1,997,009	8,397,838
四半期(当期)純利益 (千円)	1,378,756	805,904	4,755,156
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	2,523,031	2,523,031	2,523,031
発行済株式総数 (株)	69,588,856	69,588,856	69,588,856
純資産額 (千円)	45,363,364	47,933,169	48,135,832
総資産額 (千円)	65,272,811	69,922,633	67,327,443
1株当たり純資産額 (円)	667.21	710.04	708.64
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	20.36	11.96	70.30
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	20.36	-	70.30
1株当たり配当額 (円)	-	-	19.00
自己資本比率 (%)	69.1	68.2	71.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	547,332	1,978,738	1,619,213
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	196,139	668,715	1,307,822
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	960,472	1,032,490	1,683,645
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	23,234,029	23,843,254	23,565,720
従業員数 (外、臨時従業員の四半期 (年間)平均雇用人員数) (名)	566 (2,991)	609 (3,199)	571 (3,139)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、四半期連結経営指標等については記載しておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4 第56期第1四半期累計(会計)期間は、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に変更はありません。また、当社は関係会社を有していません。

## 3 【関係会社の状況】

当社は関係会社を有していないため、該当事項はありません。

## 4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年5月20日現在

従業員数(名)	609 (3,199)
---------	----------------

(注) 1 従業員数は就業人員数であります。

2 従業員数欄の( )は外書で、パートタイマー、アルバイトおよび派遣社員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員数(1日8時間換算)であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【販売実績】

当社の事業内容は、ベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであり、区分すべき事業セグメントが存在しないため、商品別および地域別により記載しております。

#### (1) 商品別売上高

商品別	当第1四半期会計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年5月20日)	
	金額(千円)	前年同四半期比(%)
子供衣料	10,839,992	105.7
育児・服飾雑貨	14,915,271	101.3
ベビー・マタニティー衣料	4,378,907	99.7
その他	47,552	65.8
合計	30,181,723	102.5

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

#### (2) 地域別売上高

地域	当第1四半期会計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年5月20日)					店舗異動状況	
	金額 (千円)	構成比 (%)	前年同四半期比 (%)	期末 店舗数 (店)	新店	退店	
					(店)	(店)	
北海道地区	1,074,813	3.6	102.0	33	-	-	
東北地区	2,384,382	7.9	105.2	66	-	-	
関東地区	8,550,364	28.3	101.0	214	2	-	
中部地区	5,140,118	17.0	102.2	133	4	-	
近畿地区	5,551,932	18.4	101.1	147	1	-	
中国地区	1,944,830	6.4	107.5	52	1	-	
四国地区	1,191,411	4.0	107.1	29	1	-	
九州・沖縄地区	4,258,723	14.1	103.7	102	-	-	
その他	85,146	0.3	82.4	-	-	-	
合計	30,181,723	100.0	102.5	776	9	-	

(注) 1 その他はインターネット販売によるものであります。  
2 上記金額には消費税等は含まれておりません。

## 2 【仕入実績】

当社の事業内容は、ベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであり、区分すべき事業セグメントが存在しないため、商品別により記載しております。

商品別	当第1四半期会計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年5月20日)	
	金額(千円)	前年同四半期比(%)
子供衣料	7,134,138	133.1
育児・服飾雑貨	10,898,774	105.3
ベビー・マタニティー衣料	2,189,740	96.2
その他	35,620	64.9
合計	20,258,273	112.3

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

## 3 【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

## 4 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

## 5 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績の分析

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、3月11日に発生した東日本大震災及び原子力発電所事故の影響により、それまでのアジア向けの輸出の増加や景気対策効果による緩やかな回復基調から一転、足踏み状態となり先行き不透明感が増す状況となりました。この震災により当社におきましては、東北・関東地区の一部店舗が被災し、当初は119店舗の営業を停止しましたが、店舗の営業再開に向けて鋭意復旧に努めました結果、平成23年5月20日現在、営業停止中の店舗は2店舗まで回復しました。

このような中で、当社は当第1四半期会計期間においても郊外を中心に9店の新規出店を行い、更なる店舗網の拡充を図ると同時に、商品の品揃えにおいてさらに他社との差別化を図るため、9店のうち8店については売場面積を300坪型とし、店舗の大型化に継続して取り組んでまいりました。この結果、当第1四半期会計期間末の店舗数は776店舗となっております。

商品別の売上高の動向におきましては、衣料部門は、気温の上昇を受けてベビー・子供のアウトウェアや肌着・パジャマの部門は堅調に推移しました。一方、雑貨部門は、大型育児用品においてベビーカーやベビーカー等の不振により苦戦する結果となりました。

売上総利益におきましては、売上面での伸び悩みや、春物衣料を中心に晩期値下げロス率が上昇したことなどで売上総利益率が下降したこともあり、前年同期比で101.6%と微増にとどまりました。

販売費及び一般管理費におきましては、継続して固定費の削減に取り組んでまいりました。

以上の結果、当第1四半期会計期間の売上高は301億8千1百万円（前年同期比102.5%）、営業利益は19億4千2百万円（前年同期比81.9%）、経常利益は19億9千7百万円（前年同期比82.2%）、また四半期純利益は資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額4億9百万円や災害損失1億2千2百万円を特別損失に計上した結果、8億5百万円（前年同期比58.5%）となりました。

なお、当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、セグメントごとの業績の状況の記載を省略しております。

## (2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における総資産は699億2千2百万円と前事業年度末から25億9千5百万円の増加となりました。これは、主に商品が12億8千9百万円増加したことおよび現金及び預金が8億5千2百万円増加したことなどによります。

当第1四半期会計期間末における負債は219億8千9百万円と前事業年度末から27億9千7百万円の増加となりました。これは、主に支払手形及び買掛金が27億3百万円増加したことや資産除去債務が7億4千万円増加したことの一方、納税により未払法人税等が8億6千4百万円減少したことなどによります。

当第1四半期会計期間末における純資産は479億3千3百万円と前事業年度末から2億2百万円の減少となりました。これは、主に四半期純利益8億5百万円による増加の一方、前事業年度の期末配当金の支払額6億7千6百万円および自己株式の取得による支出2億9千9百万円があったことなどによります。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ2億7千7百万円増加し、238億4千3百万円となりました。

当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期会計期間における営業活動による資金は、19億7千8百万円の増加（前年同期比25億2千6百万円増）となりました。これは、主に税引前四半期純利益が14億5千6百万円となったことおよび仕入債務の増加27億3百万円があった一方で、たな卸資産の増加額11億9千8百万円や法人税等の支払額16億6千6百万円があったことなどによります。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期会計期間における投資活動による資金は、6億6千8百万円の減少（前年同期比4億7千2百万円減）となりました。これは、主に新規出店に伴う有形固定資産の取得による支出7億2千8百万円があったことなどによります。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期会計期間における財務活動による資金は、10億3千2百万円の減少（前年同期比7千2百万円減）となりました。これは、主に前事業年度の期末配当金の支払額6億7千6百万円および自己株式の取得による支出2億9千9百万円があったことなどによります。

## (4) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

## (5) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間における設備の異動は、下記「(2) 設備の新設、除却等の計画」の およびに記載したほか特記すべき事項はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

前事業年度末において、計画中であった設備の新設、重要な拡充のうち、当第1四半期会計期間に完成したものは次のとおりであります。

事業所名	区分	内容	投資金額 (千円)	完成又は取得年月	備考
関店 (岐阜県関市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金 および設備造作等 (売場面積 1,015㎡)	22,900	平成23年3月	新設
練馬南大泉店 (東京都練馬区)	賃借	敷金および設備造作等 (売場面積 762㎡)	11,536	平成23年3月	新設
伊勢店 (三重県伊勢市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金 および設備造作等 (売場面積 982㎡)	46,300	平成23年3月	新設
今治東店 (愛媛県今治市)	賃借	建設協力金および設備造作等 (売場面積 998㎡)	45,450	平成23年3月	新設
鳥取吉成店 (鳥取県鳥取市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金 および設備造作等 (売場面積 976㎡)	45,340	平成23年3月	新設
諏訪店 (長野県諏訪市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金 および設備造作等 (売場面積 998㎡)	45,487	平成23年3月	新設
福井大町店 (福井県福井市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金 および設備造作等 (売場面積 993㎡)	44,920	平成23年4月	新設
金沢西店 (石川県石川郡野々市町)	賃借	建設協力金、敷金・保証金 および設備造作等 (売場面積 997㎡)	41,850	平成23年4月	新設

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

当第1四半期会計期間に新たに計画が確定し、当第1四半期会計期間に完成したものは次のとおりであります。

事業所名	区分	内容	投資金額 (千円)	完成又は取得年月	備考
土浦神立店 (茨城県土浦市)	賃借	敷金および設備造作等 (売場面積 958㎡)	7,480	平成23年4月	新設

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。



当第1四半期会計期間に新たに確定した設備の新設等の計画は次のとおりであります。

事業所名	所在地	区分	予算金額 (千円)	既支払額 (千円)	今後の 所要金額 (千円)	着手 年月	完成 予定年月	売場面積 (㎡)	備考
鹿児島吉野店	鹿児島県鹿児島市	賃借	34,490	-	34,490	平成 年月 23. 4	平成 年月 23. 7	998	新設
宇治大久保店	京都府宇治市	賃借	9,550	2,000	7,550	23. 2	23. 9	992	新設
千歳店	北海道千歳市	所有	289,062	145,260	143,802	23. 3	23. 9	963	新設
上尾西店	埼玉県上尾市	賃借	31,000	-	31,000	23. 5	23. 9	864	新設
伊東店	静岡県伊東市	賃借	20,170	5,000	15,170	23. 2	23.10	980	新設
渋川市	群馬県渋川市	賃借	26,000	-	26,000	23. 4	23.10	977	新設
春日野道店	神戸市中央区	賃借	14,000	-	14,000	23. 4	23.11	967	新設
合計			424,272	152,260	272,012			6,741	

- (注) 1 着手年月は、不動産売買契約締結月、賃貸借契約締結月および工事請負契約締結月のいずれか早い方を記載しております。
- 2 今後の所要資金272,012千円は、自己資金により賄う予定であります。
- 3 予算金額の内容は、土地、建物、建設協力金、敷金・保証金および設備造作等であります。
- 4 上記金額には消費税等は含まれておりません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	191,220,000
計	191,220,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年5月20日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年7月1日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	69,588,856	69,588,856	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	69,588,856	69,588,856		

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づく新株予約権の内容は、次のとおりであります。

第6回新株予約権（平成19年5月15日定時株主総会決議分）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月20日)
新株予約権の数(個)	870
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	87,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159
新株予約権の行使期間	平成21年6月1日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,774 資本組入額 1,387
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

- (注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。  
$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
  
また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。
- 3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間  
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件  
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第7回新株予約権（平成19年5月15日定時株主総会決議分）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月20日)
新株予約権の数(個)	2,601
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	18
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	260,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159
新株予約権の行使期間	平成21年6月1日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,774 資本組入額 1,387
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

- (注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。  
調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$   
また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。
- 3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間  
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件  
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第 8 回新株予約権（平成20年 5 月13日定時株主総会決議分）

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成23年 5 月20日)
新株予約権の数(個)	430
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	3
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注) 1	43,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注) 2	1株当たり2,159
新株予約権の行使期間	平成22年 6 月 1 日～平成26年 5 月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,335 資本組入額 1,168
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

- (注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数を切り上げるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。
- 3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間  
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件  
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。



第9回新株予約権（平成21年5月19日定時株主総会決議分）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月20日)
新株予約権の数(個)	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	10,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159
新株予約権の行使期間	平成23年6月1日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,243 資本組入額 1,122
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間  
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件  
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第10回新株予約権（平成21年5月19日定時株主総会決議分）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月20日)
新株予約権の数(個)	439
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	43,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159
新株予約権の行使期間	平成23年6月1日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,243 資本組入額 1,122
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

- (注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。
- 3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間  
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件  
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第11回新株予約権（平成22年5月18日定時株主総会決議分）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月20日)
新株予約権の数(個)	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	4,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159
新株予約権の行使期間	平成24年6月1日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,229 資本組入額 1,115
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間  
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件  
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第12回新株予約権（平成22年5月18日定時株主総会決議分）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月20日)
新株予約権の数(個)	433
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	43,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159
新株予約権の行使期間	平成24年6月1日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,229 資本組入額 1,115
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間  
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件  
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。



(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年2月21日 ～ 平成23年5月20日	-	69,588,856	-	2,523,031	-	2,321,155

(6) 【大株主の状況】

1. 当第1四半期会計期間において、フィデリティ投信株式会社から、平成23年5月16日付で大量保有報告書（変更報告書）の提出があり、平成23年5月9日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当第1四半期会計期間末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	米国 02109 マサチューセッツ 州ボストン、デヴォンシャー・ ストリート82	9,355.5	13.44
計		9,355.5	13.44

2. 当第1四半期会計期間において、シティユーワ法律事務所から、平成23年5月17日付で大量保有報告書の提出があり、平成23年5月10日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当第1四半期会計期間末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
いちごアセットマネジメント・ インターナショナル・ビー ティーイー・リミテッド	179094 シンガポール、ハイス トリートセンター #06-08 ノースブリッジロード 1 内	4,445.3	6.39
計		4,445.3	6.39

3. 当第1四半期会計期間において、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社から、平成23年5月18日付で大量保有報告書の提出があり、平成23年5月13日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当第1四半期会計期間末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号恵比寿ガーデンプレイスタワー	1,425.6	2.05
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレテッド	アメリカ合衆国 10036 ニューヨーク州 ニューヨーク ブロードウェイ 1585番	19.6	0.03
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー	英国 ロンドン カナリーワーフ 25 カボットスクエア E14 4QA	2,156.2	3.10
モルガン・スタンレー・セキュリティーズ・リミテッド	英国 ロンドン カナリーワーフ 25 カボットスクエア E14 4QA	83.6	0.12
計		3,685.1	5.30

4. 当第1四半期会計期間において、株式会社みずほ銀行から、平成23年5月19日付で大量保有報告書（変更報告書）の提出があり、平成23年5月12日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当第1四半期会計期間末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号	1,866.2	2.68
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	1,411.8	2.03
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	5,527.6	7.94
みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区三田三丁目5番27号	200.0	0.29
計		9,005.6	12.94

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成23年2月20日の株主名簿より記載しております。

【発行済株式】

平成23年2月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,980,900	2,308	(注)1、2
完全議決権株式(その他)	普通株式 67,515,900	675,159	(注)1、3
単元未満株式	普通株式 92,056		
発行済株式総数	69,588,856		
総株主の議決権		677,467	

(注)1 100株につき、1個の議決権を有しております。

- 2 当社所有の自己株式が1,750,100株、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式が230,800株含まれております。
- 3 証券保管振替機構名義の株式が3,300株(議決権33個)含まれております。

【自己株式等】

平成23年2月20日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)(注)2	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266番地の1	1,750,100	230,800	1,980,900	2.8
計		1,750,100	230,800	1,980,900	2.8

(注)1 平成23年4月4日開催の取締役会での決議に基づき、平成23年4月に418,900株を取得しております。

- 2 他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名または名称	名義人の住所
「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として拠出	資産管理サービス信託銀行 株式会社(信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8 12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィス タワーZ棟

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 3月	4月	5月
最高(円)	759	725	693
最低(円)	529	642	650

(注) 1 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 当該四半期累計期間における月別最高・最低株価は毎月1日から月末までのものであります。

## 3 【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員 の 異 動 は、次 の と お り で あ り ま す。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役 (商品開発本部長)	常務取締役 (商品開発本部長兼雑貨事 業部事業部長兼マーチャン ダイズマネジャー)	仲 本 豊	平成23年6月10日

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間(平成22年2月21日から平成22年5月20日まで)および前第1四半期累計期間(平成22年2月21日から平成22年5月20日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間(平成23年2月21日から平成23年5月20日まで)および当第1四半期累計期間(平成23年2月21日から平成23年5月20日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間(平成22年2月21日から平成22年5月20日まで)および前第1四半期累計期間(平成22年2月21日から平成22年5月20日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期会計期間(平成23年2月21日から平成23年5月20日まで)および当第1四半期累計期間(平成23年2月21日から平成23年5月20日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

### 3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成23年5月20日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成23年2月20日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	23,069,972	22,217,364
売掛金	1,326,410	822,138
商品	18,504,265	17,214,760
未着商品	171,771	337,582
預け金	773,281	1,348,355
その他	2,356,958	2,201,582
流動資産合計	46,202,659	44,141,785
固定資産		
有形固定資産	6,419,149	5,913,473
無形固定資産	482,737	499,454
投資その他の資産		
建設協力金	11,322,985	11,422,123
その他	5,495,100	5,350,606
投資その他の資産合計	16,818,086	16,772,730
固定資産合計	23,719,973	23,185,658
資産合計	69,922,633	67,327,443
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,486,429	11,783,241
未払法人税等	884,150	1,748,976
賞与引当金	788,171	515,811
設備関係支払手形	275,738	649,186
その他	3,648,696	3,316,337
流動負債合計	20,083,186	18,013,553
固定負債		
退職給付引当金	347,366	339,631
役員退職慰労引当金	227,225	219,500
資産除去債務	740,523	-
その他	591,163	618,925
固定負債合計	1,906,278	1,178,057
負債合計	21,989,464	19,191,610

	当第1四半期会計期間末 (平成23年5月20日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成23年2月20日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,523,031	2,523,031
資本剰余金	2,321,519	2,321,519
利益剰余金	45,047,399	44,917,574
自己株式	2,172,730	1,872,801
株主資本合計	47,719,220	47,889,324
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	11,416	17,346
繰延ヘッジ損益	702	2,970
評価・換算差額等合計	12,119	20,316
新株予約権	226,068	226,191
純資産合計	47,933,169	48,135,832
負債純資産合計	69,922,633	67,327,443

(2)【四半期損益計算書】  
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年2月21日 至平成22年5月20日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年5月20日)
売上高	29,445,638	30,181,723
売上原価	18,574,191	19,141,571
売上総利益	10,871,447	11,040,152
販売費及び一般管理費	1 8,498,149	1 9,097,366
営業利益	2,373,298	1,942,785
営業外収益		
受取利息	33,130	35,622
期日前決済割引料	21,050	17,210
その他	7,173	6,118
営業外収益合計	61,354	58,952
営業外費用		
支払利息	2,935	3,813
支払手数料	1,054	914
営業外費用合計	3,989	4,727
経常利益	2,430,662	1,997,009
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	409,088
災害損失	-	122,877
有形固定資産除却損	4,513	6,661
リース解約損	-	1,854
店舗閉鎖損失	4,790	-
特別損失合計	9,304	540,482
税引前四半期純利益	2,421,358	1,456,527
法人税、住民税及び事業税	1,043,000	842,000
法人税等調整額	397	191,376
法人税等合計	1,042,602	650,623
四半期純利益	1,378,756	805,904



(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年2月21日 至平成22年5月20日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年5月20日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益	2,421,358	1,456,527
減価償却費	192,049	236,859
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	409,088
災害損失	-	122,877
賞与引当金の増減額（は減少）	243,834	272,360
退職給付引当金の増減額（は減少）	10,101	7,735
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	7,200	7,725
受取利息及び受取配当金	33,177	35,671
支払利息	2,935	3,813
売上債権の増減額（は増加）	547,436	504,271
たな卸資産の増減額（は増加）	448,482	1,198,489
仕入債務の増減額（は減少）	768,240	2,703,188
その他	403,310	182,650
小計	1,573,797	3,664,392
利息及び配当金の受取額	49	53
利息の支払額	2,935	3,813
災害損失の支払額	-	15,065
法人税等の支払額	2,118,244	1,666,827
営業活動によるキャッシュ・フロー	547,332	1,978,738
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	160,740	728,644
建設協力金及び敷金・保証金の差入による支出	321,326	237,419
建設協力金及び敷金・保証金の回収による収入	285,927	297,348
投資活動によるキャッシュ・フロー	196,139	668,715
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
リース債務の返済による支出	32,858	56,481
配当金の支払額	678,188	676,079
自己株式の取得による支出	300,010	299,929
自己株式の処分による収入	50,585	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	960,472	1,032,490
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,703,944	277,533
現金及び現金同等物の期首残高	24,937,974	23,565,720
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 23,234,029	1 23,843,254

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自 平成23年2月21日 至 平成23年5月20日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>「資産除去債務に関する会計基準」等の適用</p> <p>当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益および経常利益は、それぞれ13,454千円減少し、税引前四半期純利益は422,543千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は732,430千円であります。</p>

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成23年5月20日)	前事業年度末 (平成23年2月20日)
1 有形固定資産減価償却累計額 9,015,798千円	1 有形固定資産減価償却累計額 8,516,905千円
	<p>2 期末日満期手形、ファクタリング対象の買掛金および未払金</p> <p>期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理し、ファクタリング対象の買掛金および未払金については、支払条件日をもって決済処理しております。</p> <p>なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形、ファクタリング対象の買掛金および未払金が当事業年度末残高に含まれております。</p> <p>支払手形及び買掛金 206,201千円 流動負債「その他」未払金 23,723千円</p>
<p>3 ファクタリング期日前決済</p> <p>仕入債務等については、ファクタリング方式により当社に対する債権者からファクタリング会社に譲渡されており、一部支払条件の期日前決済を実施しております。</p> <p>当該期日前決済については、四半期財務諸表において以下の金額を当第1四半期会計期間末残高から控除して表示しております。</p> <p>買掛金 12,403,139千円 流動負債「その他」未払金 961,374千円</p>	<p>3 ファクタリング期日前決済</p> <p>仕入債務等については、ファクタリング方式により当社に対する債権者からファクタリング会社に譲渡されており、一部支払条件の期日前決済を実施しております。</p> <p>当該期日前決済については、財務諸表において以下の金額を当事業年度末残高から控除して表示しております。</p> <p>買掛金 16,351,886千円 流動負債「その他」未払金 1,388,787千円</p>
<p>4 偶発債務</p> <p>仕入債務等のファクタリング方式による期日前決済額の内、次のとおり遡及義務を負っております。</p> <p>5,530,918千円</p>	<p>4 偶発債務</p> <p>仕入債務等のファクタリング方式による期日前決済額の内、次のとおり遡及義務を負っております。</p> <p>10,696,874千円</p>

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成22年2月21日 至平成22年5月20日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年5月20日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な項目および金額	1 販売費及び一般管理費のうち主要な項目および金額
従業員給料 1,801,180千円	従業員給料 1,963,289千円
地代家賃 2,798,170千円	地代家賃 3,002,861千円
賞与引当金繰入額 243,834千円	賞与引当金繰入額 272,360千円
役員退職慰労引当金繰入額 7,200千円	役員退職慰労引当金繰入額 7,725千円
退職給付引当金繰入額 10,341千円	退職給付引当金繰入額 11,535千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成22年2月21日 至平成22年5月20日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年5月20日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 22,508,349千円	現金及び預金勘定 23,069,972千円
預け金勘定 725,680千円	預け金勘定 773,281千円
現金及び現金同等物 23,234,029千円	現金及び現金同等物 23,843,254千円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成23年5月20日)および当第1四半期累計期間(自平成23年2月21日 至平成23年5月20日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	69,588,856

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	2,399,850

(注) 当第1四半期会計期間末現在において、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づき、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式230,800株を自己株式数に含めて記載しております。

3. 新株予約権の四半期会計期間末残高等

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期会計期間末残高(千円)
提出会社			226,068

#### 4. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月17日 定時株主総会	普通株式	678,387千円	10円00銭	平成23年2月20日	平成23年5月18日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金2,308千円を含んでおります。

(2) 基準日が当第1四半期会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

#### 5. 株主資本の著しい変動

当社は、平成23年4月4日開催の取締役会決議により299,929千円(418,900株)の自己株式を取得しております。

(セグメント情報等)

##### 【セグメント情報】

当社の報告セグメントは、ベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期会計期間末(平成23年5月20日)

該当事項はありません。

なお、為替予約取引を行っておりますが、ヘッジ会計を適用しておりますので注記の対象から除いております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成23年5月20日)	前事業年度末 (平成23年2月20日)
710.04円	708.64円

(注) 1 「1株当たり純資産額」を算定するための普通株式の自己株式数については、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づき資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式を含めております。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期会計期間末 (平成23年5月20日)	前事業年度末 (平成23年2月20日)
純資産の部の合計額(千円)	47,933,169	48,135,832
普通株式に係る純資産額(千円)	47,707,100	47,909,641
差額の主な内訳(千円) 新株予約権	226,068	226,191
普通株式の発行済株式数(株)	69,588,856	69,588,856
普通株式の自己株式数(株)	2,399,850	1,980,950
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	67,189,006	67,607,906

2. 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

前第1四半期累計期間 (自平成22年2月21日 至平成22年5月20日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年5月20日)
1株当たり四半期純利益金額 20.36円	1株当たり四半期純利益金額 11.96円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 20.36円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

(注) 1 当第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 「1株当たり四半期純利益金額」および「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額」を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式を含めております。

3 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期累計期間 (自平成22年2月21日 至平成22年5月20日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年5月20日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	1,378,756	805,904
普通株式に係る四半期純利益(千円)	1,378,756	805,904
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	67,704,118	67,398,456
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年6月28日

株式会社西松屋チェーン  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 新 免 和 久 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 多 田 滋 和 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社西松屋チェーンの平成22年2月21日から平成22年5月20日までの第55期事業年度の第1四半期会計期間(平成22年2月21日から平成22年5月20日まで)及び第1四半期累計期間(平成22年2月21日から平成22年5月20日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西松屋チェーンの平成22年5月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年6月28日

株式会社西松屋チェーン  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 片岡茂彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中田明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社西松屋チェーンの平成23年2月21日から平成23年5月20日までの第56期事業年度の第1四半期会計期間(平成23年2月21日から平成23年5月20日まで)及び第1四半期累計期間(平成23年2月21日から平成23年5月20日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西松屋チェーンの平成23年5月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。